

高知県介護福祉士会倫理綱領

2018年11月25日宣言

前文

私たち高知県介護福祉士会は、山間地が多く悠久の自然に囲まれた日本一の健康長寿県を目指すこの県において、病気や障がいになってもその人らしい生活を住み慣れた地域で送ることができるように取り組みます。

そのため国家資格保持者としての自覚と責任を持った行動ができるよう、倫理綱領を定め会員一人ひとりが職業倫理に基づいた自律尊重を基本とした介護サービスを提供します。

1) 介護のプロとして倫理観に基づいた行動

- ・常に公正・中立の態度に努めます
- ・ご利用者の心身の維持・向上と自身の健康にも留意します

2) 倫理判断の視点

- ・適切な介護技術や認知症対応を実践します
- ・介護福祉士として介護の基準となるべく知識・技術の習得と普及に努めます
- ・予防的視点を持ち、不適切ケアを見つけた際には、ご利用者保護と問題解決に努めます

3) 共に寄り添う姿勢

- ・ご利用者を取り巻く環境を把握し、ご利用者の有する能力の維持・向上が図られるよう、共感的態度で接し、ご利用者・家族・地域に寄り添った介護を提供します
- ・認知症や障がいにより自己判断が困難な場合は、介護のプロとして真のニーズを読み取り、代弁行為に努めます

4) 自己研鑽

- ・エビデンスに基づいたケアを提供するために、自ら提供したサービスを振り返ります
- ・社会の変化や情勢に目を向け、日々研鑽を高め新しい福祉サービスの創意工夫に努めていきます

5) 果敢に取り組む姿勢

- ・介護福祉士間だけに留まらず、他職種協働・家族・地域の方々との連携に努めます
- ・課題解決先進県として10年先行した介護を提供できるよう、良き文化を受け継ぎ、先進の気質を持って地域力、介護力の向上に努めます

6) 繼続的な人材育成

- ・次世代に繋ぐ人材の育成と共に介護の魅力・楽しみ・やりがいを発信し、新しい介護人材の発掘に努めます
- ・現場を支える介護福祉士を育成することに努めます